

表3 「指導に課題のある教員」に対する取組について(平成20年度)

都道府県 指定都市	1. 研修の定義や目的等	2. 指導改善研修との関係	3. 研修の対象者	4. 研修の内容・場所
岩手県	早期に指導対象教員の指導の改善を図ることをねらいとして「校内研修」を実施している。	「校内研修」終了時に、改善状況を評価し、改善が認められない場合は「指導が不適切である教諭等の認定」の手続に移行。	指導に課題を抱える者で、校長等から指導及び助言を行ったにも関わらず、指導の状況が改善されない者。	研修内容は、教育センター指導員等の定期的な訪問指導、他の教諭の授業参観、教育センターでの随時研修など。主な研修場所は所属校であるが、教育センターも随時活用している。
宮城県	(教員支援プログラム) 学習指導や生徒指導等に課題を抱える教員に対して、研修をとおしてその指導力向上を図るために支援を行うことを目的としている。	課題を抱える教員に対して指導力向上を図るために支援を行うものであり、指導改善研修を受けさせることを想定したものではない。	研修の目的を理解し、受講を希望する教員	研修期間 4ヶ月間 (1)教員に求められる資質能力を育成し、学校を支える力を身に付けるために、次の4分野(観点)に基づき研修を実施する。 ①教科等の専門的な知識・技術及び指導方法を高める、②児童生徒に対する深い愛情と理解力を高める、③他の教職員との協調性及び保護者等との信頼関係の構築能力の育成、④その他 (2)研修概要是次のとおりとする。主に県教育研修センターへの通所による研修とし、回数については、学校の事情等を勘案して決定する。 ①特別講座 毎月1~2回程度実施する。②模擬授業及び校内研究授業 每月1~2回程度実施する。③模擬授業参観 専門研究員等の模擬授業を参観する。(期間中1~2回程度) (3)研修では研修教員から、次の書類等の提出を求める。 ①研修報告書、②学習指導案、③その他、課題作文等 (4)面談 (5)諸検査
茨城県	指導力に課題や不安のある教員の指導力の向上や回復を目的とし、各々の課題に応じた校内研修及び校外研修(教育研修センターでの通所研修)を実施している。	研修成果が十分でない場合は、指導が不適切である教員の認定の申請を行う。	① 学習指導面…教材研究が不十分で、授業を計画的に進めることができない。児童生徒からの質問に正確に答えることができない。 ② 生徒指導面…児童生徒とのかかわりが持てず、対応するのが苦手である。一人一人の児童生徒に応じた適切な指導ができない。 ③ 学級(ホームルーム)経営…クラスの児童生徒が落ちかず適切な指導ができない。児童生徒への関心が弱く、児童生徒の心身の状況を把握しようがない。 ④ その他…教師としての適切な言動ができず、トラブルを起こすことが多い。教師としての責任感が弱く、意欲を持って教育活動に取り組むことができない。	県教育研修センター…学習指導に関する講義・演習、模擬授業等、学習指導の改善に関すること、生徒指導に関する講義・演習、学級経営に関する講義・演習等、個人の課題に応じた研修を実施する。 学校における研究授業…個人の課題についての改善を目指して研究授業を実施し、授業後に協議を行う。
栃木県	指導不適切であると思料される教員(校内研修Ⅰ及びⅡ受講対象者)	「指導改善研修」を実施する前の段階の研修として、位置付けている。	精神疾患以外の理由により、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員	勤務校、栃木県総合教育センター
埼玉県	月に1回のペースで、教育事務所の管理主事又は指導主事が学校訪問して、該当教員の授業参観をし、指導を行っている。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	指導改善研修には至らないが、指導力に課題のある教員	各学校での授業及び研究協議
東京都	授業における指導等について自らの課題に気付き、改善したいと考えているとともに、校長等の指導を継続的に受けている教諭等(主幹教諭、主任教諭及び教諭、但し、初任者、養護教諭を除く)を対象に、学習指導案改善の演習等を通して、指導技術を中心とした授業力の基礎を身に付けさせている。	特に関係はない。	授業における指導等について自ら課題に気付き、改善したいと考えているとともに、校長等の指導を継続的に受けている教諭等。	・児童・生徒理解、学習指導案の作成、自己の課題把握と解決策、模擬授業による授業力実践力のアップ ・統率力のある授業展開の理解と模擬授業、所属校における授業研究 ・研修場所は東京都教職員研修センター及び所属校
神奈川県	指導に課題のある教員に係る情報把握後、「指導が不適切な教員」として認定を行うまでの段階(第1段階、第2段階)において、校内での研修・支援を行っている。	校内研修・校内支援によっても、改善が見られない場合、「指導が不適切な教員」として、申請する。	学習指導や児童生徒指導の状況を中心に教育活動全般について情報を把握し、その結果、課題が見られる者。(第1段階) 校内研修・校内支援を行ったものの改善されず、なおも「課題を有する教員」と判断されている者。(第2段階)	所属校で校内研修・校内支援を行う。具体的には、校長などの校内指導者、および、指導主事、総合教育センターの専門指導員による授業観察や模擬授業の実施、他の教員の授業を参観、面談などである。
新潟県	校内研修プログラムにより、校内研修を行っている。	研修の結果、成果が上がらない場合は、指導改善研修の認定申請を行う。	指導力に課題があり、市町村教育委員会や校長が研修を行うことが望ましいと判断した者	1 学習指導に関する事項(教科の専門性、教材研究、指導の工夫、授業運営・指導技術、学習状況の把握) 2 生徒指導に関する事項(事故や問題行動への対応、児童生徒の心身の状況把握、児童生徒を理解しようとする姿勢) 3 学級経営や校務分掌等に関する事項(学級経営・校務分掌等、保護者との連携、他の教職員との連携) 研修場所…校内
石川県	教員としての意欲を喚起し、実践的な指導力(授業力、児童生徒理解)の維持・向上を図るための研修を県教育センターで実施している。	当該研修で成果が上がらなかった場合は、「指導が不適切な教員」としての認定を行う可能性がある。	市町教委や校長が受講することが望ましいと判断した者	・学級経営上の課題解決 ・授業づくりの在り方(模擬授業を含む) ・人間関係づくり ・授業分析と課題解決(研修場所は、県教育センター)

都道府県 指定都市	1. 研修の定義や目的等	2. 指導改善研修との関係	3. 研修の対象者	4. 研修の内容・場所
岐阜県	(資質向上研修) 一人一人の児童生徒が充実した教育を受けることができるよう、学級担任や教科等の指導が適切にできない教員に対して、職務を円滑に遂行できるように必要な資質・能力の向上を図る研修を実施している。	指導改善研修の前段階として位置づけている。	次の各号のいずれかに該当し、校内において一定期間、管理職、主任等が指導・援助をしたにもかかわらず改善されない者 一 学級担任としての指導力が不足しており、学級経営を適切に行うことができない教員 二 教科等の指導力が不足しており、学習指導を適切に行うことができない教員 三 協調性に欠け、良好な人間関係を醸成する力が不足しており、児童生徒や保護者等の信頼を得られない教員 四 その他職務を円滑に遂行できない教員	・所属校への訪問指導 ・市町村教育委員会での研修 ・県総合教育センターでの長期研修や勤務校以外の学校での実習など
静岡県	管理職の勧めや希望により受講する者を対象とした研修で「基礎力向上を図る希望研修」として位置付けている。苦手分野の克服、基礎の確認という研修員のニーズにこたえる他、教職員人事評価制度において、目標達成を支える研修としても位置付けている。	関係はない。	課題を克服するため管理職に勧められたり、参加を自ら希望したりした教員。	・研修内容 学習指導14研修、生徒指導5研修、特別支援教育7研修等それぞれの課題ごとに研修を実施している。各研修は、自己課題を見つけ、改善の視点を得ることを目標としている。 ・研修場所 総合教育センター
京都府	「指導力に課題を有する教員」として服務監督権者に認定され、5段階の判定のうちA～Cである教員に対する所属校内研修を実施している。	当該研修において成果が上がらず、さらに課題が深刻化する場合には服務監督権者の申請により指導改善研修の対象となり得ると考えている。	「指導力に課題を有する教員」として服務監督権者に認定された教員	研修場所・内容 ・所属校 (内容)指導案・レポート作成、授業参観、指導補助、研修授業など ・社会福祉施設 (内容)各施設における業務補助など(対人関係能力を育成) ・京都府総合教育センター (内容)指導案作成、模擬授業、個人面談など ※総合教育センターの研修は、本府の教師力向上アドバイザー派遣事業を活用した場合に実施 ※教師力向上アドバイザー派遣事業 指導力に課題を有する教員であって、校内において校長等の指導を受けているものの資質向上に関し、服務監督権者からの要請に応じて校内研修計画、指導方法等について助言や、研修対象者の授業を観察し、又は指導・助言等を行うなどを行うもの。
兵庫県	指導力向上を要する教員と思われる教員に対する研修を実施している。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導力向上を要する教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	県教育委員会が示した観点に照らして「指導力向上を要する教員」と思われる教員(病気休暇中等の者を除く)と校長が判断した者。	所属する学校において校長は、対象教員の指導責任者として課題を明確に示し、その課題の解決及び指導力等の改善にあたって、対象教員に対して具体的な指導・支援を行う。 その際、対象教員の状況及び対象教員への具体的な助言、指導、指示等における応対等について詳細に記録するとともに、対象教員の指導等に関する記録簿を作成する。
徳島県	指導に課題のある教員に対し、校長を中心とした支援チームを編成する等、指導が不適切な状態に陥らないよう校内の支援体制を整備して当該教員の指導力向上を図る研修を実施している。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	教科等の指導に当たって一定の課題がみられるが、「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等	・研修内容 内容は、教科指導、学級・ホームルーム経営、生徒指導等、当該教員の課題に応じたものとする。校長は、児童生徒に対する十分な教育上の配慮を行った上で、当該教員の抱える課題に応じた年間指導計画を作成する。 ・研修場所 当該教員の所属校
高知県	研修の対象者のいずれかの課題を有すると思われる教職員がいる場合、所属の学校において研修を行っている。 (1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (2)指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (3)児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない (4)勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障がある	課題が改善されなかつたときには、市町村教育委員会又は県立学校長と人事担当課が相談し、「改善研修」対象者として申請する。	(1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (2)指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない (3)児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができない (4)勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障がある	研修内容…学習指導案作成、県教育センター指導主事の参観授業など 研修場所…所属校を基本としている。
福岡県	児童・生徒に対する指導が不適切であるため、教育活動に支障をきたしているが、自らその状況を理解できず、また、理解していないとしても放置したり、適切な解決方法を見い出すことができない教員を対象に、日常の指導や校内研修等を通して指導の改善を図るものであり、研修の実施に当たっては、校長が課題に応じた適切な研修プログラムを立案し、校長を中心として組織的・協働的に対応することとしている。	校内研修の実施後に、改善が見られない場合は、「指導が不適切である」教諭等として申請することになる。	○適切な学習指導ができるのに、授業が成立していない。 ○適切な学級経営ができるのに、いわゆる学級崩壊等の状況にある。 ○適切な生徒指導ができるのに、児童・生徒とのトラブルが絶えない。 ○社会性に欠けるため、職員・保護者とのトラブルが絶えない。	①基礎力養成メニュー ②学習指導力改善メニュー ③人間関係調整力育成メニュー 以上の3分野があり、その中から、当該教員の課題や能力、学校の実態等に応じて具体的な研修プログラムを作成する。
鹿児島県	校内研修を中心にして、校内のサポート体制を整備し、実態に即した校内研修の計画と実施を行い、指導力の向上を図っている。また、研修の実施状況や改善状況等については、報告を求め、学校や市町村教員委員会の支援に努めている。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	指導力そのものに問題があると考えられる者のうち、学校運営に大きな支障がない教員を対象としている。	研修内容は実態に即したものとして、特に定めていない。研修場所は校内研修を中心とするが、市町村教育委員会や教育機関等を研修場所とすることも考えられる。

都道府県 指定都市	1. 研修の定義や目的等	2. 指導改善研修との関係	3. 研修の対象者	4. 研修の内容・場所
川崎市	児童等の指導に当たって一定の課題が見られる教員等について、校長は教育委員会と相談し、児童等に対する十分な教育上の配慮を行った上で、短期の研修や指導観察期間等をとおして、校長等の管理職や指導主事等から指導、助言を行い、当該教員の指導の改善を図っている。	指導の改善が見込まれない場合には、校長は委員会に指導が不適切な教員の認定について申請する。	児童等の指導に当たって一定の課題が見られる小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する教員	<p><研修内容></p> <p>○校長は、対象者の指導状況等の把握や課題克服に向けた適切な指導・助言、研修、その他学校の実情に応じて校内の支援体制の整備や支援計画の作成を行う。教頭は、校長を補佐するとともに、指導観察記録の作成等を行う。また、総括教諭や各主任等は、指導担当者として校長、教頭の指示により授業実習等対象者の実際の指導にあたる。</p> <p><研修場所></p> <p>○主に所属校(必要に応じて総合教育センターなど)</p>
新潟市	(1) 幼稚園、小学校又は特別支援学校において、学級担任又は主たる授業者となることが困難な教諭 (2) 中学校又は高等学校において、主たる授業者となることが困難な教諭 (3) 学校又は幼稚園において、継続的に職務の遂行に支障をきたしている教諭に該当し、教育委員会等の支援を必要とする教職員に予防的研修を行っている。	指導改善研修に陥らないための予防的研修(サポート研修、集中研修、定期研修)として位置づけている。	(1) 幼稚園、小学校又は特別支援学校において、学級担任又は主たる授業者となることが困難な教諭 (2) 中学校又は高等学校において、主たる授業者となることが困難な教諭 (3) 学校又は幼稚園において、継続的に職務の遂行に支障をきたしている教諭	<p>(研修内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導に関する研修 ・生徒指導に関する研修 ・保護者、同僚との人間関係に関する研修 ・職責遂行に関する研修 <p>(研修場所)</p> <p>所属校及び総合教育センター</p>
浜松市	指導力に関して支援をする教員に研修を実施している。	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	指導不適切教員の予備軍であり、指導力に関して支援を要する教員。	半年間で4回の校外研修と校内研修を行う。
京都市	<p>・授業力向上プログラム 学校長が「継続的に研修が必要」と判断し、「授業力」を重点的に向上させる必要のある教員に対する研修プログラム。</p> <p>・復帰時集中指導研修 指導困難な状況に陥り、長期休養等を3ヶ月以上取得せざるを得なくなった教員のうち、必要と認められた教員に対して、復帰時に指導主事が集中個別指導を行う。</p>	<p>・授業力向上プログラム 当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。</p> <p>・復帰時集中指導研修 当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。</p>	<p>・授業力向上プログラム 学校長が「継続的に研修が必要」と判断し、「授業力」を重点的に向上させる必要のある教員。</p> <p>・復帰時集中指導研修 不適切な指導や保護者対応等により指導困難な状況に陥り、長期休養等を3ヶ月以上取得せざるを得なくなった教員の内、教育委員会が必要と認める教員。</p>	<p>授業力向上プログラム →総合教育センター等で行う、当該教員の能力及び適正に応じた課題別研修や、勤務校で行う授業研修等を実施。</p> <p>復帰時集中指導研修 →長休、休職からの復帰時に、服務指導や指導案作成などの研修を勤務校や総合教育センター等で実施。</p>
神戸市	<p>・校園内研修 指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)については、ます、校園内研修により指導力を回復していく。</p> <p>・個別研修 校園内研修で指導力を改善することが出来ない教員については、幼稚児童生徒への影響も考え、一定期間、学校園を離れた個別研修により指導力を回復していくこととする。</p>	当該研修で成果が上がらなかった場合は「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している	指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)	<p><研修内容></p> <p>・校園内研修 指導が著しく適切さを欠き、また資質に問題があるなど、指導力に問題があると考えられる教員(支援を要する教員)については、ます、校園内研修により指導力を回復していく。</p> <p>・個別研修 校園内研修では、もはや指導力を改善することが出来ない教員については、幼稚児童生徒への影響も考え、一定期間、学校園を離れた個別研修により指導力を回復していくこととする。</p> <p><研修場所></p> <p>・総合教育センター</p>
北九州市	校(園)長が行なう指導・研修を支援するための講座を実施している(夏季休業期間中。)	校長による指導研修の一環で実施しており、当該研修で成果が上がらず、その後も改善がない場合には、「指導が不適切な教員」としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることをしている。	全教員に対して実施する指導力調査を、AからDで判定する。調査でC又はDと判定されたものを対象とする。	<p>「教員としての使命感や責任感」「学校運営への参画意識や協働姿勢」「子どもの立場に立った対応や教育的愛情」「基礎的知識や指導の工夫」「保護者や地域との適切な対応」を研修テーマに市教育センターにて研修を行う。</p>
福岡市	「指導が不適切である」教諭等に該当する可能性があると認められる教諭等を早期に把握し、当該教諭等の抱える課題や問題点を明確にするとともに、学校(園)と教育委員会との連携のもと、当該教諭等に指導の改善に向けた助言・指導等を行う。	当該研修において成果が上がらなかった場合は、「指導が不適切である」教諭等としての認定を行い、指導改善研修を受けさせることを予定している。	「指導が不適切である」教諭等に該当する可能性があると認められる教諭等に対して行う。	教育関係図書のレポートの提出、教材研究、学習指導案の作成、模擬授業、児童等や保護者の間で起こり得る事例についての対応レポート提出等、当該教諭等の指導の状況に合わせて校長が判断し、校内研修の実施や教育センター等で行われる研修の受講指導を行っている。

(注)「指導に課題のある教員」とは、教科等の指導に当たって一定の課題がみられるが、教育公務員特例法に基づく「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等を示す。